

H23.03.30

第3号被保険者の記録不整合問題についての年金記録回復委員会意見の概要(案)

I 意見

1 被保険者（20～59歳）について

- 大臣ペーパーのとおり、昭和61年4月以降の全ての不整合3号期間を対象として「カラ期間」とし「特例追納」を認めることが適当。追納すべき保険料の水準は、年金確保支援法案とのバランス、年金財政への影響、当時の国年納付者とのバランスを考慮すべき。
- このような立法措置は今回限りとするべき。また、一般的な1号未納にまで拡大すべきではない。
- 既に3号記録を1号記録に正常に訂正した被保険者についても、希望者は、同様の扱いとする。

2 年金裁定により既に受給者（60歳以上）となっている人について

- 受給者については、追納がなければ減額するといった不利益変更は困難であるとする意見が大勢。過去支給分の返納は求めず、将来分についてだけ年金減額を行う場合でも、減額上限の設定や低所得者の除外などの配慮が必要との意見があった。
- 既に3号記録を1号記録に正常に訂正した受給者も、希望者は被保険者と同様の扱いとする。
- 効率的な「不整合3号記録」の解明のため受給者についても「システム抽出」を実施するなど実務的処理方策の検討が必要。

3 3年間の時限措置について

- 3年間に集中して広報や勧奨を行うこと。事実関係の確認が困難で、3年経過後に不整合記録の未訂正が発見された場合は、本人が知り得たときから3年以内であれば「特例追納」を可能とするべき。
- 今回の措置について未訂正者への十分な周知が必要。事実関係の確認が困難なケースも含めて未訂正者への具体的な訂正勧奨方法を検討すべき。

4 将来に向けた発生防止措置について

- 健康保険組合からの被扶養配偶者削除情報の円滑な入手など新規発生防止策の実施促進を検討すること。

II 共通認識及び関連意見

- この問題は行政に起因する問題でもあることから不整合3号記録をもつ人に一定の配慮をすることも必要だが、その場合でも不公平感の緩和のためには、ある程度自己責任を問うことが必要となる。不公平感を少なくしようとするれば、自己責任を問う部分を多くせざるを得ない。この点は問題の解消に向けて避けて通れないという共通認識を前提としている。
- 次回の年金制度の抜本改正時には、3号被保険者制度そのものの見直しの議論が必要。